

平成29年度における建設工事の制限付一般競争入札の概要

平成29年度における建設工事の制限付一般競争入札の概要は、次のとおりです。

1 制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、公告で示した入札参加資格要件を満たした方はだれでも入札に参加できる制度です。

2 電子入札

制限付一般競争入札は、原則として電子入札により実施いたします。ただし、郵便入札により実施するものもありますので、公告内容を十分ご確認ください。

3 適用範囲

原則として全ての建設工事を制限付一般競争入札としています。なお、災害等に伴う緊急性のある工事などについては指名競争入札とする場合があります。

4 特殊工事の取扱い

アスファルト舗装、管更生など施工可能業者が限られる特殊工事についても、年間を通して全て制限付一般競争入札とします。

また、「6 落札制限」及び別紙の基準に、落札制限及び適用除外について記載しております。別紙の基準の特殊工事は、アスファルト舗装工事の特殊舗装及び管更生工事のことです。

5 入札参加資格要件

入札参加資格要件には、本市の有資格業者名簿（建設工事）に登録されていることや、指名停止期間中でないことなどの基本的要件に加え、次のような要件があります。

(1) 総合数値

基本的な入札参加資格要件であり、「本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が〇点以上〇点未満である者」という要件を設定しています。

(2) 地域要件

長崎市内に本店を有する者であることを原則としています。

(3) 配置予定技術者

配置予定技術者については、建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者または主任技術者を配置できることとし、また、消費税込みの予定価格が4千万円（建築一式工事は7千万円）以上の案件については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にある者であることとしております。

なお、配置予定技術者については、契約時に落札者のみ審査を行う場合において、審査の結果適正な技術者が配置できないときは、契約できないことは元より、指名停止等の対象となりますので十分注意してください。

また、技術者の経験や資格を入札参加資格要件として求めた場合は、入札参加申込の時点で審査いたしますので、入札参加申請書の提出期限までに確認書類とともに「施工実績等調書」をファックスで送付していただくことになります。

(4) 施工実績等

高度もしくは特殊な技術を要する工事については、施工実績等を求めることとしておりますが、資格審査を円滑に行うため、原則として長崎市内に本店を有する方を対象として「施工実績の事前確認」及び「施工体制実態調査」を実施しています。

ア 施工実績の事前確認

次の工事については、「施工実績の事前確認」を実施しております。実績が確認され「施工実績確認書」の交付を受けている方は、入札参加申込時に「施工実績等調書」の提出を省略することができます。

【対象工事】

工事内容	事前確認する施工実績の内容
推進工事	推進工事の施工実績（シールド工事の実績も可）
海洋土木工事	港湾、漁港又は海岸の工事において、作業船を使用した海上工事の施工実績 ※「海上工事」とは、工事の大部分又は重要な部分の作業を海上の作業船（起重機船、クレーン付台船、浚渫船又はミキサ船）を使用して行う工事をいう。
非木造中高層建物解体工事	鉄筋コンクリート造建物の解体工事で、解体を行った部分の地上階数が3以上の工事における施工実績 なお、鉄筋コンクリート造建物とは、主要構造部がすべて鉄筋コンクリート造の建築物であり、鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
区画線設置工事	区画線設置工事の施工実績 ※本工事については、準市内業者（本市内に入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者）も対象

(注) 「推進工事」と「非木造中高層建物解体工事」の場合は、民間事業者が発注した工事でも可

イ 施工体制実態調査

次の工事については、「施工体制実態調査」を実施しております。該当する工事の入札に参加を希望する方は必ず事前に調査票を提出してください。必要な施工体制が確認された方には「施工体制確認書」を交付します。

公告日の前日までに「施工体制確認書」の交付を受けていなければ、制限付一般競争入札に参加することができませんのでご注意ください。

施工体制確認書の有効期限が平成29年3月31日となっている方は更新が必要です。

【対象工事】

工事内容	施工体制実態調査の主な項目
アスファルト舗装工事	①有資格技術者の雇用状況 ②技能者の雇用状況 ③舗装施工機械の保有状況 ※本工事については、準市内業者（本市内に入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者）も対象
管更生工事	① 管更生工事の各工法の研修・講習等を修了した技術者の雇用状況 ②必要機材の保有状況

(注) 詳しい内容は「施工体制実態調査票」をご覧ください。(次のウを参照)

ウ 「施工実績等調書（事前確認用）」及び「施工体制実態調査票」の提出方法等
長崎市役所ホームページ「長崎市 入札・契約情報」の「様式集」から「施工実績等調書（事前確認用）」又は「施工体制実態調査票」をダウンロードし、必要な事項を記入の上、契約検査課窓口へ持参または郵送してください。

エ その他

「施工実績の事前確認」及び「施工体制実態調査」は、必要に応じて対象工事を追加する場合がありますので、ホームページを定期的にご確認ください。

6 落札制限

公共工事が減少傾向にある中で、受注が偏ることがないように、制限付一般競争入札における落札を次のとおり制限します。

(1) 消費税込みの予定価格が1億5千万円未満の工事に適用

ア 年度内における落札は1業者6件までとします。ただし、公告文の「1 入札に付する事項」欄に「年度内落札制限（年6回）の適用除外工事」と記載された工事を除きます。

イ 同日の開札における落札は1業者1件までとします。ただし、公告文の「1 入札に付する事項」欄に「同日落札制限の適用除外工事」と記載された工事を除きます。

ウ 本市または本市上下水道局が発注した1件の落札価格（消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した価格）が1億5千万円以上の工事を落札した者は、落札後1か月間は制限付一般競争入札の落札はできないものとします。

(2) 消費税込みの予定価格が1億5千万円以上の工事に適用

ア 同日の開札における落札は1業者1件までとします。

イ 本市または本市上下水道局が発注した1件の予定価格が1億5千万円以上の工事を落札した者は、落札後一定期間は1億5千万円以上の制限付一般競争入札の落札はできないものとします。なお、該当する工事の公告において「〇〇工事を落札した者でないこと」を入札参加資格や無効条件として記載しますので、ご注意ください。

7 工事（業務）費内訳書

工事（業務）費内訳書については、公告のとおり取り扱っています。ご確認ください。

8 予定価格の事前公表

制限付一般競争入札において、予定価格の事前公表を行っております。

9 最低制限価格

建設工事の最低制限価格率の範囲は、予定価格の89.00～91.00%としております。

また、最低制限価格の設定方式については、長崎市役所ホームページの「長崎市 入札・契約情報」の「要綱・基準」の中に記載しておりますので、ご参照ください。

10 入札参加者数 1 者の入札

制限付一般競争入札においては、入札参加者数が1者であっても、入札を行います。

11 同一人が複数の有資格業者の代表者等となっている業者の同時入札参加制限

公正な入札を実施するため、同一人が複数の有資格業者の代表者（受任者を含む。）となっている業者が、同じ入札に同時に参加することを制限しています。

12 同日落札制限の適用除外工事の取扱い

各案件で、公告に、「同日落札制限の適用除外工事」と記載がある場合、次のように取り扱っています。

- ① 当該案件と同じ日に、当該案件より前に開札された他の案件を落札していても、当該案件の入札は有効。
- ② 当該案件を落札し、同じ日に当該案件よりも後に開札される他の案件についても、入札は有効。

13 契約書及び関係書類の電子化

従来、契約書及び関係書類は、落札決定後に契約検査課まで取りに来てもらっていましたが、平成25年4月から、契約書及び関係書類を電子データ化し、公告時に、長崎市役所ホームページの「長崎市 入札・契約情報」の「入札情報サービス」でダウンロードできるように変更を行いました。

14 その他

(1) 指名停止措置

長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行った場合は、指名停止を受けた者を公表しています。なお、公表の期間は、当該年度及び当該年度終了後1年間とします。

(2) 重要な連絡事項

重要な連絡事項については、長崎市役所ホームページの「長崎市入札・契約情報」で周知しておりますので、必ず定期的に確認されるようお願いいたします。

(3) 電子調達システムの運用

平成22年4月から、長崎県などで採用されている電子入札コアシステムをベースにした電子調達システムの運用を開始しています。

15 市内を2地域に区分した制限付一般競争入札の試行継続

平成29年度も、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート及び水道施設の4工種から抽出し実施します。

制限付一般競争入札で落札制限を適用除外する基準

長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱の第3条第1項ただし書の規定により、第3条第1項の第8号から第10号の適用を除外する場合の基準は、次のとおりです。

1 建設工事

〈注〉－ 落札制限を適用

区 分	第3条第1項第8号 (同日落札制限)	第3条第1項第10号 (年6回落札制限)
単価契約及び特殊工事の入札	－	適用除外
不調となり再公告する場合の入札	適用除外	適用除外
共同企業体で施工する工事の入札	－	適用除外
工事成績を参加条件とする入札 (成績優秀者を対象とする入札)	－	適用除外
総合評価一般競争入札	－	適用除外

2 建設工事に係る業務委託

区 分	第3条第1項第8号 (同日落札制限)	第3条第1項第9号 (10日前落札制限)
不調となり再公告する場合の入札	適用除外	適用除外
低額案件(予定価格が50万円以下) の入札	適用除外	適用除外
共同企業体で履行する業務委託の入札	－	適用除外